

令和5年 労働災害発生状況（令和5年9月末現在）

（休業4日以上 の 死傷者数）

常総労働基準監督署

業種別

業種	年		4年		同期比	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品	34	37	-3		
	木材・木製品	4	3	1		
	化学工業	5	4	1		
	金属製品	20	14	6		
	一般・電気・輸送用機械	9	1	9	-1	
	その他	1	21	18	1	3
	小計	1	93	1	85	8
建設業	土木工事	2	6	-4		
	建築工事（木造除く）	8	10	-2		
	木造建築工事	1	2	-1		
	その他の工事	2	1	1		
	小計	13	19	-6		
陸上貨物運送事業	44	43	1			
畜産業	2	3	-1			
小売業	16	11	5			
社会福祉施設	13	10	3			
飲食店	4	4				
その他	28	29	-1			
計	1	213	1	204	0	9

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
5年	17	25	28	24	21	36	(1)	22	28	12			(1)	213

年齢別

	件数	率(%)
～19歳	2	0.9%
20～29歳	33	15.5%
30～39歳	29	13.6%
40～49歳	46	21.6%
50～59歳	52	24.4%
60歳～	(1) 51	23.9%

規模別

事故の型別

業種	規模	事故の型別											合計		
		規模9人未満	規模10～29人	規模30～49人	規模50～99人	規模100人以上	墜落・転落	転倒	激突され	巻込まれ・挟まれ	こ切すれ	交通事故		動作の反動	その他
製造業	食料品		10		24		2	12		11	3			6	34
	木材・木製品		2		2			1		1	1		1	4	
	化学工業	1	2	1	1		1	1		1		2		5	
	金属製品	5	10	2	3		2	1		5	2	4	6	20	
	一般・電気・輸送用機械	1	3		5					6		2	1	9	
	その他	1	11	3	6		2	3	(1)	2	5	1	4	(1) 21	
	小計	8	38	6	41		5	19	(1)	3	29	7	13	(1) 93	
建設業	土木工事	1	1				2							2	
	建築工事（木造除く）	6	2				3	1		1	1	1	1	8	
	木造建築工事		1								1			1	
	その他の工事	2					2							2	
	小計	9	4				7	1		1	2	1	1	13	
陸上貨物運送事業	10	16	12	6		12	13		3		1	9	5	44	
畜産業		1	1			1							1	2	
小売業	2	9	4	1		1	5		1	1	4	2	2	16	
社会福祉施設		4	3	6		2	3					8		13	
飲食店		4					3					1		4	
その他	8	9	8	3		3	7	1	5	2	1	6	3	28	
計	37	85	34	57		31	51	(1)	5	39	12	40	29	(1) 213	

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数です。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く